

令和2年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和2年6月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (9名)

- 1番委員：加曾利 益弘 2番委員：佐川 順一郎
3番委員：森 紀久嗣 5番委員：渡辺 忠洋
6番委員：吉野 公博 7番委員：浅野 幸男
8番委員：山口 豊 9番委員：矢代 とみ江
10番委員：押元 康郎

<欠席委員> (1名)

- 4番委員：鈴木 孝一

<出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 56 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

定刻前ではございますが、予定されている方全員おそろい
ですので、始めたいと思います。

只今から令和 2 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開
会いたします。

本日は、9 名の出席をいただいておりますので、大多喜町
農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたし
ます。

なお、4 番の鈴木委員につきましては、本日、都合により
欠席との連絡を受けておりますので、御報告をさせていただきます。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によ
り押元会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

（押元会長 挨拶）

議長（押元会長）

議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業
委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を
指名いたします。

2 番委員の佐川委員、3 番委員の森委員、よろしくお願
いします。

早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言
されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いて」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

今回、農地法 3 条の案件は、4 件出ておりますので、先に
事務局で一括して説明を行った後に 1 件ずつ審議をお願い
したいと思います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いて。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許
可申請があったので、その可否について意見を求める。令和
2 年 6 月 5 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号4。所在・地番、西部田字川島■■■番■■■、地目、畑。地積、92平方メートル。外3筆、合計4筆。合計地積が1,356平方メートル。権利者、市原市○○○○氏。義務者、群馬県伊勢崎市○○○○氏。事由、譲受人、隣接の中古住宅と一緒に取得し、畑や果樹等を作りたい。譲渡人、現在、大多喜町に居住しておらず、高齢のため土地を処分したい。権利内容、売買による所有権移転。

番号5。所在・地番、下大多喜字上中町■■■番■■■。地目、田。地積、2,501平方メートル。外4筆、合計5筆。合計地積が13,671平方メートル。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、大多喜町○○○○氏。事由、譲渡人、規模縮小のため。譲受人、規模拡大のため。権利内容、売買による所有権移転。

番号6。所在・地番、久我原字栗野木基■■■番■■■。地目、田。地積、263平方メートル。外2筆、合計3筆。合計地積が1,019平方メートル。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、茂原市○○○○氏。事由、譲渡人、高齢及び遠隔地に転居しているため。譲受人、新規就農のため。権利内容、売買による所有権移転。

番号7。所在・地番、小土呂字塚ノ下■■■番■■■。地目、畑。地積、251平方メートル。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、大多喜町○○○○氏。事由、譲渡人、譲受人の要望に応じるため。譲受人、自宅に隣接する土地であり、耕作に便利なので取得したい。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4ページに掲載のとおりです。

以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号4については、8番委員の山口委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

山口委員（8番）

5月18日に、代理人の不動産業者の立会いのもと現地調査に行っていました。

場所は、■■■■病院を過ぎて、橋を渡り、左へ折れますと、竹細工を作っている家がありますので、その1本先の道を左に曲がって、すぐ右です。今現在、母屋と物置があり、その下側に畑と田がございます。

今までずっと使っていた所なので、近隣の方への迷惑など

は、一切考えられません。持ち主は、群馬県に居住しており、管理ができないということで譲渡するわけです。

これから水田として耕作してもよいし、畑として耕作してもよいのではないかと思います。私が見たところでは、別段異存はありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

山口委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、お願いいたします。

加曽利委員（1番）

権利者の農地耕作面積は、実質、現在は何平方メートルを耕作しているのでしょうか。

事務局（寺井）

権利者の〇〇〇〇氏は、今回、新規就農という形でありますので、権利取得後の農業経営の実態に掲載してあります数字をもって全ての耕作面積となります。

加曽利委員（1番）

既存の耕作面積が、1反歩以上必要という規定はよいのですか。

事務局（寺井）

その要件については、新規取得する農地部分を含めて1反歩以上あればよいという要件です。

加曽利委員（1番）

それでは、既存の耕作面積が全くない人でも就農できるのですか。

事務局（寺井）

新規に取得する農地が1反歩以上あれば、既存の耕作面積が全くなくても就農できます。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方どうぞ。

渡辺委員（5番）

■■■番■■■外2筆と■■■番との間に、■■■番■■■という道路か水路のような土地がありますが、ここの地目は何ですか。調査していなければ、後でも結構です。

事務局（寺井）

只今確認中ですので、その回答をお待ちいただければと思います。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方どうぞ。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号4については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号4については、許可することに決定いたしました。

次に、番号5については、9番委員の矢代委員が、現地調査を担当していただきましたので、報告をお願いします。

矢代委員（9番）

議案第1号、番号5について。

6月3日、午前中、現地調査を行ってきましたので報告します。

案内図を御覧ください。場所は、下大多喜の高谷区です。左側の太い道路が県道茂原大多喜線です。この中心より少し上の所の十字路を右折して、町道作畑上仲町線を250メートルくらい直進した左側に、上中町■■■■番■■■■があります。この町道からちょうど右側3枚目に下中町■■■■番■■■■があります。案内図の中央を真っ直ぐ通っている道路が町道高谷東前上仲町線です。道路沿いの右側に■■■■番■■■■があり、左側に下中町■■■■番■■■■があります。そして、赤文字で下大多喜と書いてある少し下の太めの道路が町道高谷田代線です。そこから3枚目に堀田■■■■番■■■■があります。

周り一帯が水稲を作付けしてありますが、申請地5筆の現況は、去年は耕作されておりますが、今年は保全管理されております。

権利者は、この周りに水田を耕作しているので、規模を拡大したいとのことです。義務者は、規模を縮小したく、権利者と知り合いとのことです。

権利者本人は、仕事熱心なので問題はないと思われま。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

矢代委員からの現地調査が報告終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。

加曾利委員（1番）

権利者は、ここ数年で随分と規模を拡大しておりますが、この方の年齢はいくつぐらいなのですか。後継者などはいらっしゃいますか。

矢代委員（9番）

年齢は、81歳だそうです。

後継者は、いません。しかし、近所に一緒に耕作されている方がおります。権利者と実際にお話ししていると、本当に働き者なのです。とにかくやる気があって一所懸命で、今までに取得された土地も自ら耕作されていますので、私個人としては、問題はないのではないかと思います。

森委員（3番）

この土地は、去年、農業法人が耕作していたのですか。

矢代委員（9番）

そのとおりです。義務者は、農業法人と賃貸借契約を解約して、今年は保全管理状態にしてあったそうです。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方。

森委員（3番）

農業法人は、今年は耕作するのでしょうか。今年は耕作をしないようなことを言っているのですが、どうするのでしょうか。

事務局長（秋山課長）

私のところに入っている情報では、農業法人は、上瀑地区では、耕作しないと聞いています。ただし、確かな情報かどうかは確認していません。

議長（押元会長）

ほかに質問ある方は。

（質問等なし）

議長（押元会長）

ほかに質問がないようですので、番号5については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号5につきましては許可することに決定いたしました。

次に番号6については、5番委員の渡辺委員が現地調査をしてくださいましたので、報告をお願いします。

渡辺委員（5番）

5月26日の火曜日に、現地で午前9時から事務局職員2名と代理人の立会いのもと現地調査を行いました。同時に5条の案件もありましたので、事務局職員も出席いただきました。

場所については、国道297を勝浦方面に向かい、久我原交差点を、久我原区内に左折しますとすぐに、家が両脇にある所です。3条については、全部で3筆。手前に■■■番■、その先に■■■番、少し離れた所に■■■番■という3筆の田と畑がございます。

手前の三角地の■■■番■については、耕地整理が終わっている田で、町道よりも150センチメートルくらい下にあり、現在、休耕中ですが、管理状態は良好で農地としてすぐに利用できる状況でした。

そこから区内に100メートルくらい進んだ所の左側に、■■■番の田がございます。町道との高低差はございません。地目は田なのですが、現在は休耕中で、畑のような状態になって管理は行き届いており、草も刈り取ってきれいになっていました。いずれも、田にも畑にもなる状況でした。

■■■番■の畑は、町道を戻りまして、国道297の信号のすぐ手前の急坂を上った所で、右側に1軒家があって、その次に空き地があって、その次の所です。その奥が今回の畑でございます。手前に5条の申請地があり、その後ろに当たり、すぐに畑になるような所で、管理が行き届いていました。

譲受人は、久我原の出身で、現在、いすみ市のアパートに親子4人で暮らしているとのこと。しかし、既に譲受人は、久我原の実家に住所を移しています。家屋が完成次第、新しい所に移って農業を行うということでございます。

現在、譲受人は、耕作を全く行っていませんが、これから農業を行っていくということですし、地元の方ですし、よいと考えます。

現地調査を行った農業委員としては、3条許可相当と判断したので報告します。

どうかよろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

渡辺委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

森委員（3番）

新規就農であれば、全く耕作農地がない状態からでも耕作できるのですか。

事務局（寺井）

1反歩以上の農地を取得又は貸借すれば、許可要件を満たせません。以前は5反歩以上からでしたが、平成23年に引き下げられまして、今は1反歩となっております。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方どうぞ。

（質問等なし）

議長（押元会長）

それでは、ほかに質問がないようです。番号6については、許可することとして御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号6については、許可することと決定いたしました。

次に番号7については、7番委員の浅野委員が現地調査を担当していただきましたので、御報告をお願いします。

浅野委員（7番）

6月4日に権利者夫妻の立会いのもと現地を確認しました。

申請地は、バラ園の駐車場の隣です。図面で見ると、■■■番■■■がバラ園の駐車場です。権利者の自宅は、■■■番■■■です。■■■番■■■も権利者の土地です。その間の■■■番■■■という所が今回の申請地です。

自宅と■■■番■■■の間に挟まれている畑なのですが、家との間ということで、義務者との話し合いで譲り受けることになったとのことでした。

私が見たところでは、きれいに管理されていて何ら問題ないと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（押元会長）

御苦労様でした。浅野委員からの現地調査報告が終わりました。質問のある方はお願いいたします。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号7については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

異議なしと認め、番号7につきましては、許可することと決定いたしました。

議案第1号については、以上でございます。

続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 (寺井)

それでは、5ページをお開きください。

農地法第5条につきましては、申請案件が6件出ておりますので、説明は先一括して事務局で行いまして、その後1件ずつ御審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年6月5日提出、大多喜町農業委員会 会長 押元康郎。

番号4。所在・地番、久我原字臺山 ■■■番■■■。地目、畑。地積、480平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、大多喜町○○○○氏。義務者、茂原市○○○○氏。事由、現在、4人家族でいすみ市内の賃貸住宅に居住しているが、子供は町内の小学校と保育園に通わせており、利便性のよい実家近くの申請地を購入して住宅を建築したい。

続いて、6ページ、番号5。所在・地番、松尾字竹ノ沢 ■■■番。地目、田。地積714平方メートル。外1筆、合計2筆。合計地積が2,168平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、大多喜○○○○氏。義務者、大多喜町○○○○氏。事由、地域の竹の子農家や未管理の竹林からの竹を利用した集成材製造工場及び関連資材置場として利用するため、申請地を転用して購入したい。また、この案件は、番号6と同一の権利者による申請ですので、続けて説明します。

番号6。所在・地番、湯倉字竹ノ沢 ■■■番。地目、田。地積、登記簿1,325平方メートルのうち実測1,616平方メートル。外1筆、合計2筆。合計地積が2,691平方メートル。農地種別、農用地区域、権利者については、番号5と同様でございます。また、事由につきましても同様です。義務者、大多喜町○○○○氏。

続きまして、7ページ、番号7。所在・地番、船子字西前

■■■番■■■の一部。地目、田。地積、1,131のうち711.24平方メートル。農地種別、1種。農用地区域、外。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、東京都江東区〇〇〇〇氏。事由、申請者の父が経営し、申請者本人も勤務する自動車修理工場では、既設の駐車場が慢性的な駐車スペース不足となっているため、工場の駐車場不足解消及び事故等の危険回避のため、修理工場に近い申請地を転用して購入し、駐車場としたい。

番号8。所在・地番、船子字西前■■■番■■■の一部。地目、田。地積、1,131のうち454.61平方メートル。農地種別、農用地区域、権利者、義務者については、番号7と同様です。事由、現在、茂原市の賃貸住宅に妻と二人で居住しているが、申請地は実家に近く、夫婦ともに勤務地は大多喜町であり、生活に便利のため、申請地を購入して住宅を建築したい。

続きまして、8ページ、番号9。所在・地番、船子字西前■■■番。地目、田。地積、2,559平方メートル。農地種別、1種。農用地区域、外。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、大多喜町内でも大型商業施設等が多数あり居住地としての需要がある船子地区に用地を購入し、次世代型モデルハウスを含む7棟の建売住宅を建設したい。

説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第2号、番号4については、5番委員の渡辺委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

渡辺委員（5番）

報告いたします。

5月26日火曜日、9時に現地で農業委員会の事務局職員2名と代理人である行政書士の立会いのもと現地を調査しました。

場所については、3条で説明した3筆のうちの1筆と隣接している所です。

申請地の前に公道があり、6メートル程度の幅はあるのですが、2.5メートルから3メートル未満の舗装がなされており、

現地は、既に測量が終わり、各箇所に杭が設置され、平らになっておりまして、許可が下り次第住宅を建てたいという状況できれいになっておりまして、

内容については、ほとんど3条申請と同じになります。家族4人で、譲受人は久我原が出身地でして、既に住民票も大多喜に移っておりまして、ここに4人で生活していきたいということです。

隣接地の〇〇〇〇氏にも了解を得ているということです。もう一方の脇と前は公道で、後ろは自分の土地なので、隣接者としては、〇〇〇〇氏だけですけれども、この人が了解しているということなので、特に5条転用に問題はないと判断いたします。ただ、ここは排水先がないので、蒸発式の設備を設置して対応するというので、他には迷惑をかけないというお話でした。担当の調査員としては、5条転用を許可相当と判断しました。

皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

渡辺委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。

佐川委員（2番）

この申請地を形的に見ますと、3条の申請地が5条の申請地の周りを囲んでいるのですが、写真で見る限りだと平坦に見えます。なんでこのようにしたのでしょうか。何か理由があるのでしょうか。

渡辺委員（5番）

そこまでは聞きそびれました。ただ、杭は各箇所にきれいに打ってありました。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方どうぞ。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号4については、許可することとして御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号4については、許可相当とすることといたします。

次に、番号5及び番号6については、3番委員の森委員が、現地調査を担当してくださいました。

申請地が隣接しておりますので、一括してお願いします。

森委員（3番）

6月1日に、現地確認に行つてまいりましたので、御報告いたします。

当日は、午後に事務局職員2名と代理人の立会いのもと現地確認をしてまいりました。

現場は、ここから行つて西部田を通りまして、湯倉に向かつていく道があり、その道の上り切つた辺りから右に曲がると、中野の駐在所前に出る道があります。その中間ぐらにあるトンネルに向かつて左側です。前に〇〇〇〇氏が埋立てをした場所です。

そこに今回、工場及び資材置場を建設したいということです。

写真を見ていただくと、現状は埋立てが完了して、ほとんど平らになっている状態です。中央に赤道が通つております。現況はそのような所です。

この会社は、竹製品を作るといふことで、地元は竹の産地でありますし、このような会社が来てくれれば、竹の需要も増え、販売できるといふことで、なかなかよいことだと思ひます。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（押元会長）

御苦勞様でした。

質問のある方は、お願ひいたします。

事務局（寺井）

事務局から、この案件に関して補足事項がありますので、お伝えします。

竹の材料の仕入れについてですが、町内外の孟宗竹の所有者から竹を仕入れ、製品にするというお話です。

それには、竹を切つてくる人が必要ですが、その人たちは、申請法人が改めて雇ふということではなく、別会社で伐採している会社がありますので、そのような会社で切つていただいた竹ですとか、又は農家から持ち込まれる竹を使用するということでした。

製品の主な販売先についてですが、国内自動車メーカー系のボディ製造会社へ、トラック荷台の敷材として販売するということです。これが代表的な所で、その他にも申請法人役員のつながりで複数の販売ルートがあるということです。

竹を使った資材の製造を始める理由についてですが、中国産の同様の資材は、これまでも流通していたようなのですが、品質が安定しないことがあり、日本の竹の需要があると

	<p>いうことで、このような事業を起こしたということです。 事務局からは以上です。</p>
議長（押元会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。 ほかに質問のある方どうぞ。</p>
事務局（加藤）	<p>今回、製品の見本がございますので、よろしければ、実際に製品を見ていただいた上で、どのような会社かということを確認していただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">（製品見本を確認）</p>
事務局（加藤）	<p>申請法人ですが、この4月に株式会社として設立した法人でございます。本来であれば、御審議いただく上で、資力を証する書類といたしまして、預貯金残高の証明書のほかに、貸借対照表も添付してもらおうのですが、設立後間もないために添付ができない状況でございます。そこで、過日、事務局職員がこの法人の役員から、販売の計画、需要の有無等事業の実現性に関して、十分に聞き取りを行いましたので、追加して報告させていただきます。</p>
浅野委員（7番）	<p>従業員は、雇用するのですか。既に竹を切る人たちがいるので、雇用しないということですか。</p>
事務局（加藤）	<p>従業員につきましては、もちろん地元での雇用も考えているとのことですが、実際に募集をしても、なかなか集まらないことが多いとのことでした。</p>
議長（押元会長）	<p>他に質問のある方どうぞ。</p> <p style="text-align: center;">（質問等なし）</p>
議長（押元会長）	<p>質問がないようですので、番号5及び番号6については、許可相当とすることに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長（押元会長）	<p>異議なしと認め、番号5及び番号6につきましては、許可相当とすることに決定しました。 次に、番号7及び番号8については、8番委員の山口委員</p>

が、現地調査を担当してくださいましたので一括して報告をお願いします。

山口委員（8番）

6月28日に、事務局職員2名と代理人の立合いのもと申請場所を見てきました。

場所は、大多喜中学の裏側です。とても良い所です。

申請人は、結婚されて茂原市で仮住まいをしているらしいです。

実家の裏側に田がありまして、その田を購入して、自宅と父親の会社の駐車場を作りたいということでした。宅地としては非常に住良い場所です。また、父親の会社が手狭になっているので、駐車場も兼ねてということで、真ん中に住宅を建てて、奥と手前の2か所に駐車場を作る予定です。下水もきちんとしていますので、問題になることはないと思っております。

よろしく審議をお願いします。

議長（押元会長）

山口委員からの現地調査報告が終わりました。

場所がよく分からなかったなので、説明をお願いします。

山口委員（8番）

場所は、大多喜中学の真裏です。

保育園の所の通りを入れて、それから左の方になります。

事務局（寺井）

所在地について、事務局から御案内します。

■スタンド及び旧■スタンドの所から、■の通りの1本西の通りを北側、千葉方面に向かって進んで行きまして、■が右手にある丁字路を左に入っていきますと、20メートルくらいで、右手に申請人の実家があります。そのすぐ隣の土地が申請地でございます。

議長（押元会長）

皆さんお分かりでしょうか。

質問のある方は、どうぞ。

矢代委員（9番）

事務局に伺いたいのですが、番号7と番号8を合わせて地積が1,131平方メートルですが、駐車場が711.24平方メートル、住宅が454.61平方メートルですと合計1165.85平方メートルになり、34.85平方メートル多いのではないかと思います。これは分筆されてこれだけの面積になるのではないかと思います。1,131平方メートルの面積に間違いはないのですか。

事務局（寺井）

登記簿面積では、1,131平方メートルが正しいです。ただし、申請地は、分筆が予定されており、まだ登記が完了していませんので、掲載している面積は、実測による分筆後の予定の地積でございます。

矢代委員（9番）

実際に登記されますと、この面積が計上されるのではないかと思います。その場合、面積が34.85平方メートル間違って登記簿に計上されてしまうのではないかと思います。ですので、その辺は可決した後で、測量会社と話し合いをしていただければよろしいのではないかと思います。

議長（押元会長）

それでは、事務局。質問の中で指摘された数値については、修正を図るのか、計算し直した数値をもって許可相当とするのか、その判断をお願いしたい。

農業委員会としては、間違ったものを許可するわけにはいきませんので、そここのところがはっきりするようにお願いしたい。

事務局長（秋山課長）

過去は、1つずつ分筆する所だけの測量をして分筆していたのですが、現在は、境界全部の測量をしなければならないということになっております。

この案件に関しましても、実際にこれだけの測量を行っておりまして、3つを分筆するということになりまして、当然、法務局で地積更正をかけた後に分筆の処理を申請しないと、受けてもらえないのではないかと思います。

申請者に再度確認はさせていただきますが、実際にこれだけの図面があるということは、地積更正は受けてもらえると思いますので、間違った面積で登記されるということはないと思います。

以上です。

議長（押元会長）

事務局は適正な手続きをして、法的に認められるような方法をお願いします。

ほかに質問のある方。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号7及び番号8については、許可相当とすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

異議なしと認め、番号7及び番号8につきましては、許可相当とすることといたしました。

次に、番号9につきましても、8番委員の山口委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

山口委員 (8番)

同じく先月28日に、事務局職員2名と代理人の立会いのもと現地調査に行っていました。

場所は、番号7及び番号8の申請地の道路を挟んで向かい側です。

そこに申請人が建売住宅を7棟建てるとのことです。

申請地の隣には、実際に今、耕作されている田があるので、隣接する農家の方に御迷惑がかからないように、稲刈りが終わった後で工事を始めたいとのことでした。

申請地は、道路から80センチメートルくらい低いので、埋め立てて造成をするらしいのですが、高さ80センチメートルで、大多喜町内の土を埋立てに使う場合は、町への届出だけで済むらしいです。排水なども整備されますので、建売住宅としては、十分に活用できるのではないかと思います。

皆さんの御審議をお願いいたします。

議長 (押元会長)

御苦労様でした。

山口委員からの現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、お願いいたします。

矢代委員 (9番)

事務局に伺います。

モデルハウスを含む7棟の建売住宅を建築したいと書いてありますが、図面を見ますと駐車場も入っておりますので、住宅と駐車場の申請ではないでしょうか。

事務局 (寺井)

御指摘をいただいたとおり、住宅に駐車場も備える計画となっておりますので、建売住宅7棟及び駐車場というのが正しい申請事由になるかと思えます。

矢代委員 (9番)

そうすると駐車場部分の面積も必要になりますので、支障のないようお願いしたいと思います。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方は。

佐川委員（2番）

埋立てに当たって、土砂の販売証明書などが添付されていないのはどういうことでしょうか。

事務局（寺井）

町の環境水道課へ許可を要しない埋立ての届出書を出していただくこととなります。その旨は、申請者に説明しており、手続きに向けて動いているとのことでした。しかし、まだ環境水道課には提出されていないようです。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方。質問ございませんか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号9については、許可相当とすることで御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号9につきましては、許可相当とすることに決定しました。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、議案第3号、「農業経営基盤整備強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、9ページを御覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年6月5日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和2年6月8日。

今回の集積計画につきましては、新規設定が3件、整理番号で言いますと2の14から2の16までとなります。また、再設定は12件、整理番号で言いますと2の17から2の28までとなります。面積は、新規設定合計で4,413平方メートル

ル、再設定合計が、27,189 平方メートル、今回の利用集積計画全体では、31,602 平方メートルでございます。

それでは、10 ページから御説明申し上げます。農用地利用集積計画各筆明細書。番号2の14。利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字下大多喜、字田代谷、地番■■■■。地目、田。地積、2,119 平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、玄米 120 キロの設定です。利用権設定の期間は、2年4か月で、令和2年6月8日から令和4年10月1日までとなります。借賃の支払い期日は、毎年9月10日までに持参払いです。貸付者、大多喜町○○○○氏、借受者、大多喜町○○○○氏。

11 ページに入りまして、整理番号2の15。所在、大字会所字砂川、地番■■■■の■■■■。地目、畑。地積、1,273 平方メートル。利用計画、畑として利用。賃借権の設定で、4,000 円の設定です。利用権設定の期間は10年間で、令和2年6月8日から令和12年6月7日までとなります。借賃の支払い期日は、毎年5月31日までに持参払いです。貸付者、大多喜町○○○○氏。借受者、大多喜町○○○○氏。

12 ページ、整理番号2の16。所在、大字横山字横山下、地番、■■■■。地目、田。地積、1,021 平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、一等米 60 キロの設定です。利用権設定の期間は、3年間で、令和2年6月8日から令和5年6月7日までとなります。借賃の支払期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、大多喜町○○○○氏。借受者、大多喜町○○○○氏。

この後、2の17から2の28番までは、再設定の筆となりますので、説明は省略させていただきます。また、利用権の設定を受ける者、借り手の農業経営の状況につきましては、25 ページから 28 ページに掲載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
質問のある方はお願いいたします。

佐川委員（2番）

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況に、株式会社の掲載がありますが、ここに記載の世帯員 43 名という数字は、どういうことなのでしょうか。

事務局（寺井）

この世帯員の 43 名という数字は、株式会社全体の従業員

数となっております。その中で、労働力として専従 11 名と記載しておりますが、これは農業従事者がうち 11 名いるということでございます。

議長（押元会長）

ほかに質問のある方。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、議案第 3 号については、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、議案第 3 号につきましては、原案どおり決定することといたします。

議案第 3 号は、以上でございます。議件は、以上をもって終わりました。

続いて議事日程 5 の「報告事項について」を議題といたします。事務局よりお願いいたします。

事務局（寺井）

報告事項でございますが、昨今のコロナウイルス感染拡大防止の観点から、本来、事務局の方から説明を差し上げる場所ですけれども、お一人お一人で案件について御確認いただきまして、説明は割愛させていただきたいと思っております。御了承くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございますので、御了解いただきたいと思います。

続いて、議事日程 6、その他に入ります。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

先ほど渡辺委員から質問がありました案件ですけれども、議案第 1 号の番号 4、西部田の案件において、申請地の脇の土地はなんだろうという御質問ですが、確認しましたら水路でございました。

渡辺委員（5 番）

ありがとうございました。

事務局（寺井）

事務局からは以上です。

議長（押元会長）

以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

議長、お疲れ様でした。
以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。
大変お疲れ様でございました。

閉 会（午後 3 時 50 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月5日

議 長 柳 元 康 郎

署名委員 森 紀 久 嗣

署名委員 佐 川 順 一 郎